

平成24年第3回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

9月13日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（長島議長）

日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第 7 報告第 3号 平成23年度嵐山町健全化判断比率の報告について

日程第 8 報告第 4号 平成23年度嵐山町資金不足比率の報告について

日程第 9 認定第 1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 認定第 3 号 平成 2 3 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第 1 2 認定第 4 号 平成 2 3 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第 1 3 認定第 5 号 平成 2 3 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 1 4 認定第 6 号 平成 2 3 年度嵐山町水道事業決算認定について

日程第 1 5 議案第 4 7 号 平成 2 3 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余
金の処分について

日程第 1 6 議案第 4 8 号 町道路線を廃止することについて（町有財産払下
申請）

日程第 1 7 議案第 4 9 号 町道路線を認定することについて（町有財産払下
申請）

日程第 1 8 議案第 5 0 号 町道路線を廃止することについて（道路整備事業）

日程第 1 9 議案第 5 1 号 町道路線を認定することについて（道路整備事業）

○出席議員（14名）

1 番 森 一 人 議員

2 番 大 野 敏 行 議員

3 番 佐久間 孝 光 議員

4 番 青 柳 賢 治 議員

5 番 小 林 朝 光 議員

6 番 畠 山 美 幸 議員

7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	1 0 番 清 水 正 之 議員
1 1 番 安 藤 欣 男 議員	1 2 番 松 本 美 子 議員
1 3 番 渋谷 登美子 議員	1 4 番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地域支援課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	

新	井	益	男	町民課長
岩	澤	浩	子	健康いきいき課長
青	木		務	長寿生きがい課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務
松	本	武	久	代表監査委員
青	柳	賢	治	監 査 委 員

◎開会の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成 24 年嵐山町議会
第3回定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎町長挨拶

○長島邦夫議長 まず、議事に先立ちまして、さきの町長選挙におかれまして、岩澤町長が3期目の当選を果たされました。まことにめでとうございます。

それでは、岩澤町長より就任の挨拶を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 24 年第3回定例会に当たりまして、町長再任のご挨拶を述べさせていただきます。このような機会をいただきまして、ありがたく御礼を申し上げます。

今回の町長選挙におきましては、議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様

から力強いご支援を賜り、無投票の再選となりました。ありがたく重ねて御礼申し上げます、同時に、無投票による再選の重さに身の引き締まる思いでございます。初心を忘れることなく、嵐山町の発展と町民福祉の向上、この1点を心魂に据えて、引き続き町政を担当することをお誓い申し上げます。議員の皆様には、今後ともよろしくご指導のほどお願いを申し上げます。

さて、矢のごとく過ぎ去った2期8年を振り返りますと、平成16年9月、町長就任時には、町の財政は危機的状況にありました。町の借金を減らし、かつ町民の皆様や地域のニーズに応えるために行財政改革を実行し、役場職員の意識改革を行う中、第4次総合振興計画で掲げた「未来への風彩る蝶の里 緑園都市らんざん」を目標とし、多くの事業を展開をまいりました。

平成20年9月の町長選挙においては、多くの皆様のご支援をいただき、2期目の町政を担当することになりましたが、予想もつかないほどさまざまに変化した社会情勢により、地方行政を取り巻く状況も大きく変化をした中で4年間の町政でした。

リーマンショックによる世界的大恐慌、日本経済も危機的状況に陥り、それに端を発して雇用形態の変化、少子高齢化及び人口減少社会に対応した社会保障のあり方が問われ、企業の業績悪化に伴う財政の大幅減少により、引き続き厳しい財政状況となりました。

平成23年3月11日には、未曾有の大災害であります東日本大震災が

発生をし、日本だけでなく世界中をも恐怖に陥らせたのは記憶に新しいところでございます。そして、福島第一原子力発電所の事故により、今なお 16 万人の方々が避難を余儀なくされており、原発事故は収束に至っておりません。多くのとうとい命が失われてしまった大震災の教訓を銘記しなければなりません。

これによる災害時における体制整備の重要性、これが問われ、防災計画の見直しが必要となりました。また、同時に、地域組織とふだんからの地域の皆様方のきずな、これがいかに重要であるかを痛感をいたしました。

第5次総合振興計画においても、町民の皆様と行政の協働によるまちづくり、この計画を根幹に据え、「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」を将来像と策定をいたしました。

そして、平成 23 年度、24 年度には、次のような事業を計画実施をいたしました。高齢者への肺炎球菌ワクチン接種助成、高齢者外出支援タクシー券交付、ロタウイルス・おたふく風邪・水痘予防接種への助成、小中学校学年費助成、嵐山幼稚園芝生化、菅谷中学校・七郷小学校体育館改築工事、ふれあい交流センターの整備及びボランティアセンターの開設、そしてボランティアコーディネーターの配置、コンビニ収納の開始、嵐山町博物誌のウェブ化、生活道路・歩道の整備、PFI事業による町管理型合併浄化槽整備事業の開始、マスコットキャラクター「むさし嵐丸」の作成、役場庁舎の防災広場設置などなどでございます。

平成 24 年9月、3期目の町政を仰せつかるに当たりまして、今後4年間を計画していく事業について述べさせていただきます。「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」、これを実現するため、5つの元気！元気！プロジェクトを策定をいたしました。

まず1番目に、超長寿社会を見据えた健康で笑顔のまちづくり。これでは、菅谷地内駅前の公設民営店舗の設置、要援護者支援の充実、住宅の耐震化のさらなる促進、上水道施設の耐震化の推進、また水道料金の値下げ。

2番として、全ての町民の人格完成を目指した学力の向上を期す教育のまちづくりでは、小中学校へのエアコンを設置、B & Gプールの改修、教育福祉基金の創設などであります。

3番目に、嵐山町の資源を集約し、豊かで活力があり、かつ道徳性を有した産業のまちづくりでは、都市計画道路の完成、インターランプ内への企業誘致、耕作放棄地対策、小規模商店の活性化、嵐山溪谷バーベキュー場から上流への遊歩道整備などであります。

4番目の嵐山町の豊かな自然を守り育て、自然に優しい生き方を目指す環境のまちづくりでは、里地里山の保全と活用、地球温暖化対策、河川水質の向上、空き家対策、これらであります。

最後に、自分を大切にし、他人に対してはさらに思いやりを深め、平和を愛する心を育む心の通い合うまちづくりでは、新たな人権施策の策定、自治基本条例の制定、コミュニティーのさらなる発展、ボランティアの活性化、人

事評価の実施などでございます。

以上、幾つかの事業を挙げさせていただきましたが、いずれの事業も議員の皆様、区長の皆様、各種団体の皆様、地元企業の皆様、学校関係の皆様、PTAの皆様、地域の皆様などなど、町民の皆様方のご理解とご協力をいただき、地域経営の視点に立った取り組みをしていかなければ、よりよい事業、よりよい嵐山町にすることはできません。

今後の嵐山町政への運営に当たり、議員の皆様方、町民の皆様方の一層のご指導とご協力を衷心よりお願いを申し上げまして、再任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○長島邦夫議長 これより議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第13番 渋谷 登美子 議員

第1番 森 一人 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○長島邦夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にして、9月6日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として長島議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、井上総務課長にご出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告2件、諮問1件、人事2件、条例2件、予算6件、認定6件、その他5件、合計 24 件ということでございます。なお、委員会提出議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第3回定例会は本日9月 13 日から9月 28 日までの 16 日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長の報告のとおり本日 13 日から9月 28 日までの 16 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月 28 日までの 16 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、報告2件、諮問1件、人事2件、条例2件、予算6件、認定6件、その他5件の計 24 件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。なお、委員会提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

なお、松本代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席をいただくということで、本日からご出席いただいておりますので、

ご了承をお願いします。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、6月定例会から8月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、さきの定例会において可決されました議員提出議案発議第1号 国による子ども医療費無料化制度の創設を求める意見書につきましては、内閣総理大臣及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、嵐山町議会基本条例に基づいた町民に開かれた議会並びに町民参画を推進する議会を実現する方法の一つとして、議会モニター設置要綱を制定して、議会モニター12名の皆様にお引き受けをいただくこととして、9月5日に委嘱状の交付を行いました。任期は、平成26年3月31日までとなります。ご了承をお願いします。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について及び陳情第3号 核も戦争もない平和な21世紀を目指す要望書の写

しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○長島邦夫議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成24年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町勢進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

また、松本代表監査委員並びに青柳議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

る次第でございます。

本議会に提案いたします議案は、報告2件、諮問1件、人事2件、条例2件、予算6件、認定6件、その他5件、計 24 件であります。

各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。次第でございます。

次に、平成 24 年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

その中で、12 ページで報告をさせていただいております生き生きふれあいプラザやすらぎの利用者数が増加をしております。1日平均人数は、5月が 24.7 人、6月が 28 人、7月は 30.7 人となっており、やすらぎトレーニングルーム利用者数も5月は 211 人、6月が 276 人、7月が 343 人という状況でございます。年代別では 65 歳以上が7割を占めておりますが、7月は 40 歳から 64 歳までの年代の割合が6月に比べてふえております。

トレーニングマシンを新規にリースをし、新しい機械がふえたことも利用者の増加につながったのではないかと考えますが、健康に気を配る方がふえているのではないのでしょうか。今後もたくさんの町民の方に利用していただき、超長寿社会を見据えた健康で笑顔なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
て、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会から大きく2点、ご説明、ご報告をさせていただきます。

まず、お手元の 122 条による事務に関する説明書の最後のページでございますが、36 ページをお開きください。36 ページの一番上、学校教育関係の工事関係ですが、菅谷小学校と志賀小学校の体育館耐震補強改修工事、工期内で無事終了することができました。子供たちが夏休み中入って、そこで完了しまして現在使用しております。おかげさまで、嵐山町学校建物の耐震化率、ここで 100%となりました。大変ご配慮をいただきまして、お礼を申し上げます。

なお、建物以外の耐震化について、各学校におけるバスケットのゴールであるとか、外壁、照明器具、窓ガラス、テレビ台、理科の薬品庫、各種ロッカー、書棚等々については、現在点検チェックリストで点検をしております。危険な個所等については、早急に対応させていただきたいと存じます。

9月は防災月間でありますけれども、町も30日に総合防災訓練あります

けれども、各学校で大地震に備えた避難訓練、防災教育等を行っております。先週の金曜日には、菅谷小中合同の避難訓練を実施させていただき、これ2回目になるわけですが、その様子が写真つきで埼玉新聞に報道されたところでございます。今後とも防災教育の推進に努めてまいります。

大きな2点ですが、別にお配りしました嵐丸君が表紙になっております平成23年度の教育委員会点検評価報告書、これにつきまして、毎年第3回の定例会でご報告申し上げ、今年で4年目になります。これにつきましては、後ほど細かな点、ご高覧いただきたいわけではありますが、教育委員会が管理する、あるいは執行する事務について点検評価をして、議会に報告並びに嵐山町のホームページでこれ全部、毎年公開をさせていただいております。

教育行政の重点施策に基づきまして、今年度は、昨年、平成23年度、17の取り組みについてそれぞれの事業について点検評価をさせていただきました。後段には、事業に伴う関係の資料等を添付させていただきました。

これらについては、評価については、主な取り組み、成果、大事なものは今後に向けての課題、取り組み等でございます。評価は、事業の終着駅ではないと思っております。イコール始発駅だというふうに感じております。今後ともさまざまなご指摘をいただき、事務の適正な管理に努めさせていただきたいと存じます。

以上で、教育委員会からの報告とさせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○長島邦夫議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

河井総務経済常任委員長、どうぞ。

〔河井勝久総務経済常任委員長登壇〕

○河井勝久総務経済常任委員長 おはようございます。議長のご指名を受けましたので、総務経済常任委員会の委員会報告を文書を読み上げましてご報告いたします。

平成24年9月13日。

嵐山町議会議長、長島邦夫様。

総務経済常任委員長、河井勝久。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

まちづくりについて

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「まちづくりについて」を調査するため、7月13日並びに8月7日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 7月13日の委員会について

当日は、「まちづくりについて」総合振興計画の全体構造を把握しての人口減少、財政計画、行政運営について、これからのまちづくりについて何が必要なのか、行政評価、課題をどう求めていくか、各課の課題と問題点について一覧表を作成し、本委員会としての調査研究とすることとしました。

主な意見として、総務課については、将来の財政計画を示す住民要望が先行し基本計画からずれていること。

地域支援課については、将来の人口構成の洗い直し、各区の状況把握、人口構成、住民要望の公表、各地区集会施設の耐震化、空き家率、ボランティア活動、地域コミュニティの確立、ホームページの状況把握と分析、課の仕事量と職員の適正化。

上下水道課については、老朽管の対応、インフラ整備、加入目標と送水管の計画管理。

環境農政課については、耕作放棄地の状況、就農者の状況把握。

まちづくり整備課については、道路・公園などの住民要望を把握する場がないこと。地域道路、都市整備に関する住民要望と懇談会の場をどう設けていくのか。

企業支援課については、企業誘致。新しい産業をつくる体制。観光協

会・商工会と企業支援課との対応の明確化。

健康いきいき課については、予防効果。

長寿生きがい課については、高齢化率と他自治体との比較。

文化スポーツ課については、B & G体育館とプールの改修費用。図書館の管理運営。

こども課については、児童館、学校の余裕教室の有効活用。

以上、質疑の後、次の委員会について協議をし、意見として「まちづくりについて」の将来像を明らかにするためには、町の財政状況を把握することが大切との意見があり、嵐山町の財政について専門的知見の活用を図る必要から、大塚千葉大学教授に依頼し、勉強会を開催することを決定し終了しました。

(2) 8月7日の委員会について

ア 一覧表の結果に基づいた問題と課題について

当日は、前回集約した一覧表について、問題と課題の意見について調査研究を進めることとしました。

(ア) 財政計画の評価、総合計画と財政評価

(イ) 住民参加のまちづくり、協働のまちづくり

(ウ) 住民要望について、考え方、とらえ方

(エ) 区の行政運営、区の統合分割、制度の問題

(オ) 少子・高齢化、人口減少、現在人口約1万8,490人。2年間で総合

振興計画の人口推計、平成 27 年度を下回る。出生 109 人、歯止めには何が必要か。

(カ) 農業生産者年齢の高齢化と担い手不足。耕作地の激変。

以上の内容をどのように進めるか協議を行い、意見として住民がまちづくりをどのように考え、思っているかを聴取する必要があるとの意見があり、委員会として調査することとし、次のとおり集約し決定しました。

イ 住民からの意見聴取について

(ア) 区長と将来の内容について資料を作成し、行政区を5～7グループに分けて懇談を行う。

(イ) テーマ別、女性・小中学生・若者別に分けて懇談を行う。

ウ 意見書の提出について

企業誘致を促進するための問題となる農地の転換について、農地法の運用改正を求める意見書を国、県に委員会提出することに決定しました。

エ 専門的知見を活用した勉強会の開催について

町の財政について専門的知見を活用した勉強会を、千葉大学大塚教授に依頼し、10 月9日(火)とすることを決めて終了いたしました。

以上報告し、中間報告といたします。

○長島邦夫議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、お引き取りを願います。ご苦労さまでございました。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

畠山文教厚生常任委員長、どうぞ。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 議長のご指名がございましたので、こちらの内容に沿って報告をさせていただきます。

平成 24 年9月 13 日。

嵐山町議会議長、長島邦夫様。

文教厚生常任委員長、畠山美幸。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

学校給食について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「学校給食について」を調査するため、6月 25 日、7月 13 日及び8月9日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1)6月 25 日の委員会について

当日は内田こども課長に出席を求め、3項目の質問について説明いただき、その後、質疑を行いました。

ア 学校給食食材のサンプル検査の定量下限値が、20 ベクレルから5 ベクレルに変わった理由について。

昨年9月の請願の採択を受けて、10 月から食材のサンプル検査を開始しました。

当時、埼玉県内で食材のサンプル検査を実施している市町村は少なく、関東1都6県で実施しているところは、埼玉県をはじめ定量下限値 20 ベクレルで実施しているところが多く、埼玉県にならって実施してきました。その後、埼玉県のホームページで確認したところ、3月までの検査では定量下限値 20 ベクレルでしたが、5月以降は5ベクレル前後まではかることに変わっていったため、町としても県にならって定量下限値を5ベクレルに決めました。今まではセシウム 134、137 のどちらかが 20 ベクレル以上検出された場合には使用を差し控えるとしてきましたが、今後はセシウム 134 と 137 を合わせて 20 ベクレル以上が検出された場合には使用を差し控えます。また、今までは検査に出す食材の量が 500 グラムでしたので、給食費で仕入れた中から検査に回していましたが、今後は2キログラムの食材が必要ということで、公費から買うこととします。

イ 学校給食の放射能検査対策の見直しについて、給食提供前に検査結果が出せる方法を検討できないかについて

今までは野菜については、使う日の前日 10 時までに入荷しそれを検査機関に送り、翌日の午後に結果が出るということで、食べる前に検査結果は出ていませんでした。そこで、近くの東松山市にある検査機関に変更しました。こちらは検査食材を集荷していただき、翌日給食提供前には検査結果が出ます。火曜日から金曜日までは問題がありませんが、月曜日は当日に食材が入荷するため、検査結果が提供前に出ないのが課題です。

ウ 冷凍食品の野菜の種類と金額について

8種類でブロッコリー、カリフラワー、枝豆、トウモロコシ、ホウレンソウ、グリーンピース、菜の花、コマツナです。23 年度でブロッコリー574 キログラム、35 万 5,880 円。カリフラワー76 キログラム、4万 1,800 円。枝豆 357 キログラム、35 万 7,000 円。トウモロコシ1,138 キログラム、45 万 4,120 円。ホウレンソウ 693 キログラム、34 万 7,843 円。グリーンピース 240 キログラム、7万 2,000 円。菜の花 45 キログラム、3万 9,360 円。コマツナ 178 キログラム、12 万 9,750 円。

以上の回答後、質疑に入りました。

(問)今まで委員会の中で、放射能の検査数値について議論してきましたが、委員会に事前に何の打診もなく、定量下限値5ベクレルと議場で初めて聞いて、議会と執行側の関係はこれでよいのですか。

(答)保護者からの要望や議員さんからの一般質問の検討をする中で、5ベクレルということに決まりました。

(問) 今回の東松山市の検査機関は民間施設ですか。また検査費用は幾らですか。

(答) 検査機関は民間です。今までの検査機関では定量下限値5ベクレルの場合1万2,000円(税抜き)でしたが、検査機を購入する市町村がふえてきたり、検査機関がふえてきた影響なのか、1万円以下になっています。今回の検査機関は、検体の量によって金額に違いがありますが、検体が2キログラム以上の場合には、検体を取りに来てくれて1万円(税抜き)となっています。

(問) 月曜日の検査結果がその日に出ないのならば、例えば千葉県産の大根を使うことが決まっているのならば、千葉県産の大根を金曜日に買って検査に出す体制ができないのですか。

(答) 千葉県産の大根を買って金曜日に検査しても、月曜日に千葉県産以外のものが入荷することもあり得るので、実際に入荷したもので検査をしたい。

(問) 今まで20ベクレルではかっていた同じ食材を、定量下限値5ベクレルでまた検査しますか。

(答) 検査します。同じ千葉県産でも、千葉県も広いので同じ数値とは限りませんので、予算の範囲内で検査をしていきたいと考えています。

(2) 7月13日の委員会について

前回に引き続き、こども課長に出席を求め「学校給食について」の説明

後、質疑を行いました。

ア 過去5年間で、私会計から公会計に変更した埼玉県内の市町村は、平成23年度に変わった川口市のみでした。比企管内で既に公会計を実施している市町村は、ときがわ町と吉見町で一般会計です。川島町は特別会計で実施しています。

特別会計の場合の残金は、給食費として繰り越しできますが、一般会計はできません。また、口座振替の事務については3町とも、学校から金融機関に口座振替の依頼をして、振りかえたお金は一度学校に入り、学校から会計管理者に送金され、会計管理者から食材購入先に振り込まれます。嵐山町とほとんど同じです。

また、口座振替手数料についても、3町とも保護者負担で、町負担にはなっていませんでした。

滞納がある場合にも嵐山町と同じで学校が督促を行っていました。比企管内だけがそのような体制かと皆野町も調べたところ、ときがわ町、吉見町と同じ状況でした。しかし、滞納が多くなった場合は町の持ち出しがあるとのことでした。

以前、公会計のメリットについて、「公会計にすると口座振替の手数料が町負担になる。学校教職員の給食費徴収の負担が減る。」についてですが、各市町村によって違うことがわかりました。

イ 地産地消30%達成市町村については、嵐山町は使用料で出して平

成 23 年6月は 26%でしたが、県は品目を何種類使っているかであらわしています。

ウ 学校給食費口座引き落とし手数料については、電算システムにすると安くなりますが、現状では各金融機関でまちまちになっています。

その後、質疑を行いました。

(問) 以前いただいたメリット・デメリットとは内容が違っていますが、どこ
の資料ですか。

(答) 横浜市をはじめ幾つかの市町村の資料を合わせてつくったものです。

(問) 法的根拠はないのですか。

(答) 法的根拠はありません。

(問) 口座振替の依頼書はだれが作成したのですか。

(答) 学校の事務職員です。

(問) 電算化をすれば口座振替手数料が安くなりますか。

(答) 町の公金として電算化した場合には、1 件 10 円です。

(問) 地産地消のパーセント提示は、要するに量でも、金額でも、品目でも
できるのですか。

(答) 埼玉県に報告するのは品目です。嵐山町は実際に使った量で出しています。

(3) 8月9日の委員会について

引き続き、内田こども課長に出席を求めました。

この日の委員会では、前回の委員会で公会計を始めた川口市、横浜
市と、そのほか群馬県における学校給食の公会計化を推進してきた経緯につ
いて説明を聞きました。

ア 川口市が平成 23 年度から公会計に変更した理由は

(ア)学校によって未納者が多く、赤字になってしまう学校があった。

(イ)給食食材の仕入れをしていた財団法人川口市学校給食協会が行
政改革の一環として解散することになったため

※口座振替手数料は市が負担

イ 横浜市が平成 24 年度から変更した理由は

(ア)学校給食費の透明性を図る。

(イ)教職員の事務負担軽減を図る。

(ウ)不平等性の解消です。

※振替手数料は市が負担

ウ 群馬県は 2007 年3月、群馬県教育委員会教育長と県知事連名で、
「学校給食費の公会計への移行について」を各市町村へ通知。

目的は小中学校の教職員の負担軽減のため。現在県内 35 市町村中
32 市町村が公会計です。

(問)川口市で公会計になったことで、口座振替手数料は市の負担とあり
ますが、幾らですか。

(答)会計処理が電子データになるため、1件につき10円です。

その後、こども課長には退席いただき、今後の検討課題について委員で話し合いました。

今後、学校給食について、放射能の問題もあり保護者の方が安全安心な給食提供に不安があるのか、公会計で教職員の負担が軽減できるのかななどの現場の声の把握をするため、次回は学校給食運営委員会を窓口にして、嵐山町PTA連絡協議会保護者の方を交えての意見懇談会の実施を検討することと、安全安心な地元食材の提供と食育の観点から、町の取り組みについて詳しく調査を進めることを合意して委員会を終了しました。

以上報告し、中間報告とします。

以上です。

○長島邦夫議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) この調査なのですが、全部こども課の課長さんが調査してきて、それを報告して、それについて質疑をしているという形なのですが、議会運営委員会の場合だと議会事務局がそういったことをその担当をしてもいいと思うのですが、文教厚生委員会の場合は直接議員が、例えば川口市とか横浜市とかの状況を調査して、それを検討していくということが本来ではないかなと思うのですが、これでした

ら、嵐山町の学校給食のことについて、こども課長さんに聞くということは構わないと思うのですけれども、そうではないところまでこども課の課長に依頼して、それについて質疑をして、そしてどのようになっているかというふうな調査研究のあり方というのは、委員会のやり方としてちょっと問題があるのではないかと思うのですけれども、そのような運営の仕方というのは、私自身は委員会でこういうふうなやり方をしたことがないので、こういうことについて何も問題がなかったのか。

特にほかの市のことについては、それぞれが一遍、議員が調査をしていて、そしてそれについてどうなのかということをやって、そしてそれについてさらに必要であったら横浜とか川口とか、それから群馬県関係のところに見に行って、さらに必要であったらやっていくということが調査の方法だと思うのですが、これだと嵐山町の委員会がこども課の課長に対して、嵐山町のこと以外のことを調査することを求めていることになってくるので、委員会のやり方としてちょっとまずいかなと思うのですけれども、その点についての委員会の方向性というのですか、運営の方向に関して意見は出なかったのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 今回、公会計、私会計の部分に限りま
すけれども、メリット、デメリットのことでお伺いしたところ、最初はメリット、デ
メリットで文書にも書きましたけれども、職員の負担が減るだとか、手数料は

町、市負担になるとかということがあったのですが、よくよく調べていったら、公で出しているものではなくて、どこかの市から出たものの考え方になっていたということで、やはり委員会の中でも群馬県に視察に行ったほうがいいのではないか、川口に行ったほうがいいのではないかというお話はあったのですけれども、とにかくは一応聞くことは、勉強できる取っかかりみたいなことだけは先にやって、それで皆さんで検討した結果、視察に行くという方向のほうがいいのではないだろうかということで、そういう方向になりました。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 川口市のこととか横浜市のことを調査するのに、こども課の課長にお願いしないで自分たちで調査をしていくということができるはずなのですね。自分たちで、それで議会事務局を通して、横浜市はどうですか、川口市はどうですか、群馬県はどうですかということを聞けばよいのであって、余分にこども課というか、課長さんも一緒に入ってやっていくということではなくて、自分たちでそれを調査して、そして必要ならば川口市に行ったり群馬県に行ったり、そういった形をとるべきだったと思うのですけれども、これはちょっと何か調査の仕方として、余りに行政に頼り過ぎていて、委員会の独自性というか、委員会と行政とが別々のものである、議会と行政とは全く違うものであるという視点がちょっとなかったのかなと思うので、その点については、そういうふうなことは全然話し合いの対象にもならなかったということなのではないでしょうか。

それで、とりあえず調べてみるということでも、委員会のほうで最初に調べていくということが前提で、行政に最初からこれを調査してみて、それで、これ見ていましたら、行政の調査に関して質問していますよね。そういうのって、委員会のあり方として私としてはちょっと問題を感じるのですが、その点については、文教厚生委員会のほうでは何も問題とならなかったのでしょうか。

○長島邦夫議長 畠山文教厚生委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 問題にならなかったというのは、問題にならなかったのです。皆さんからは、視察に行きましょうかというお話を振りましたけれども、取っかかりは、とにかくよく内情を調べた上で行ったほうがいいのではないかとということで、すぐにこういう形になったから、では横浜市に。ましてや川口市と横浜市は、嵐山町と比べまして規模が全然違いますので、とりあえず話だけは聞いてみてから、今後どうするかという形のほうが、やはり視察に行くのも費用もかかりますし、そういう形で委員会の中ではまとまりました。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 言っていることがおわかりになっていないと思うのですけれども、こども課の課長さんに調べてもらってそれを報告してもらうという形ではなくて、自分たちで議会事務局を通じて、そして資料を得て、そして調べていくというのが委員会の本来のやり方なのだと思うけれども、これ

はちょっと何か余りに行政に頼り過ぎていて、そして行政に質問をしているわけですね。自分たちが調査していくということの原点がこの文教厚生委員会の調査の仕方の中にはなかった、ないので、それについて何もなかったのかということをお伺いしているわけなのですから。

○長島邦夫議長 畠山文教厚生委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 私も局長のほうに、ではお伺いすればよかったのですが、何でもこども課長に言ってしまったのは、今回はちょっと私の不手際かなとは思いますが、しかしながら、取っかかりは、とにかく市の規模が嵐山町と違いますから、さわりの部分はとにかく課長のほうにお伺いをしてやらせていただきました。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようでございますので、お引き取りを願います。大変ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議会運営委員会所管事務調査報告

○長島邦夫議長 日程第6、議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

議会運営委員会の調査報告を委員長に求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 議会運営委員会から所管事務調査報告を行います。

朗読をもちまして報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長、長島邦夫様。

議会運営委員長、安藤欣男。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

議会運営について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「議会運営について」を調査するため、6月28日、7月12日、7月25日及び8月27日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1)6月28日の委員会について

当日は、次に掲げる事項について協議しました。

ア 第1回議会報告会の報告書作成について

資料として配付した、「佐倉市議会報告会・意見交換会報告書」をたたき

台として作成することとしました。名称を「嵐山町議会第1回議会報告会報告書」と決定し、内容について協議しました。

(ア) 報告会の概要

開催日時、会場、報告会次第、出席議員(全ての議員)

(イ) 報告内容

a 参加者数

b 議会報告会所要時間

c 報告した内容

d 参加者からの質問等

(a)主な質問と答弁、意見

(b)主な要望

(ウ) 議会報告会に関するアンケートの集計結果。

(エ) 会場風景の写真数枚とする。

(オ) 議会報告会の質問と答弁のまとめ方について協議しました。

a 質問の要点を掲載することとし、1つの質問を100字以内とする。

b 次回7月12日までに、渋谷委員がまとめることにしました。

c 質問事項について、内容を分類して、質問、意見、要望の区分としました。

イ 議会モニター選任について

モニターを募集しましたが、応募者はありませんでした。したがって、こち

らで人選をし、依頼していくこととしました。人選に当たっての留意することは次のとおりです。

(ア) これまでの議会傍聴者や議会だよりのクイズ応募者の中

(イ) 地区別に考える

(ウ) 男女別では半々にすべきとの意見

その後、依頼していく候補者を人選し、議長、正副議会運営委員長が依頼することになりました。

ウ 区長会との意見交換会について

区長会との意見交換会の際の宿題は、次回検討することにした。

(2) 7月12日の委員会について

当日は、次に掲げる事項について協議しました。

ア 第1回議会報告会の報告書の作成について

報告会参加者からの質問、意見、要望について、渋谷委員にまとめていただいたものを配付し、意見を求めました。訂正、加筆が必要な部分については修正を行いました。この項のつくり方として、質問と回答(昼の部)(夜の部)、意見・要望(昼の部)(夜の部)として構成することにした。

イ 議会モニターについて

前回の会議で候補者としてリストアップした方々(男性6名、女性5名)の住所、生年月日の一覧表を配付し、新しく女性1名を加え、男性6名、女性6名を候補者とし、モニター就任を打診していくこととしました。8月末までには

議会モニターを決定することとし、議長、正副議会運営委員長に一任することとしました。

ウ 区長会との意見交換会について

区長会との意見交換会の質疑応答一覧表を配付し、回答が保留となっている項目について協議しました。意見交換会の際に保留となった件であり、難しい問題もありますが、質問、要望を真摯に受けとめ、回答することとしました。高齢者支援のあり方、行政区の再編成について、慶弔の簡素化について、町への要望事項について等回答の要旨をまとめました。回答書をつくり、議長から区長会に送達することにしました。

エ 意見交換会について

議長より、商工会から意見交換会の要望が出ていることが報告されました。今後、議会の内容について確認しながら、実施の方向で進めることとしました。開かれた議会を構築し、まちづくりに取り組むことが重要であることを確認し、委員会を終了しました。

(3) 7月25日の委員会について

当日は、次に掲げる事項について協議しました。

ア 第1回議会報告会の報告書の作成について

第1回議会報告会の報告書の作成を進め、でき上がったものを配付し確認をしました。今後の議員全員協議会に提出し、確認、承認を受けて公表していくことに決定しました。

イ 議会報告会の今後の取り組みについて

第1回議会報告会の際に、町民の声として報告会への期待を感じることや、9月議会は決算議会でありますことを考えますと、第2回議会報告会として11月中旬に実施していくこととなりました。その後、日程等を協議し、開催予定日を11月10日(土)、会場は昼の部「役場町民ホール」、夜の部「ふれあい交流センター」としました。議員全員協議会に報告し、開催の決定を踏まえた後、運営方法について協議していくこととしました。

ウ 議会モニターについて

8月27日に予定される議会運営委員会までに議会モニター候補者の就任依頼を完了し、9月定例会から議会モニターとして活動していただくよう委嘱することとしました。

エ 議会の自由討議について

議会基本条例の中で実施を位置づけていますが、実際に実施している議会が全国的にも少ないのか、資料が乏しいとのことでもあります。今後、知見のある講師を招いて研修会を行うこととしました。

(4)8月27日の委員会について

当日は、菅谷中学校1年生の生徒3名(小柳、石坂、杉田)が、体験学習で議会事務局の仕事を手伝うということで会議中参加されました。

次に掲げる事項について協議しました。

ア 議会モニターについて

去る8月10日(金)午後2時より、長島議長、正副議会運営委員長、議会事務局長で議会モニターへの就任を依頼する旨を、その候補者宅へ伺い説明してまいりました。

その結果、候補者リストに挙げた12名全員の承諾をいただくことができたことを報告しました。任期2年となっていますが、協議の結果、年度で区切ることとし、平成26年3月31日までの期間として委嘱していくこととしました。

なお、委嘱状の交付を9月5日とすることとしました。

イ 第2回議会報告会の開催について

議会報告会運営マニュアル作成の検討を開始し、第1回議会報告会の運営マニュアルを土台にして協議をしました。

(ア) 報告内容は、第3回定例会の平成23年度一般会計並びに特別会計決算審査について、委員会における議会閉会中の特定事件の報告、請願審査、その他とします。

(イ) 開催時期及び回数について

開催日:平成24年11月10日(土)

時間・場所:(昼の部)受付 午後1時から

開会 午後1時30分から2時間程度

役場町民ホール

(夜の部)受付 午後5時30分から

開会 午後6時から2時間程度

ふれあい交流センター(103・104 会議室)

(ウ) 運営構成について

司会進行係、役割分担について協議しました。

・議長 挨拶及び議会報告会の概要説明

・決算審査特別委員長 一般会計決算の総論

・決算審査特別委員が2人1組となって、課局を単位とした担当箇所を報告する。 ・決算審査特別副委員長 特別会計決算の総論

・各常任委員長及び議会運営委員長 閉会中の特定事件について報告

・請願審査

・道路の認定、廃止

・その他

(エ) 報告会の次第、時間配分について

第1回報告会の次第と時間をベースとしますが、特別会計決算総論の時間を2分 ふやします。質問票の回収や検討のための休憩時間を5分ふやすことにしました。 全体では 120 分。

(オ) 周知の方法

a 議会だよりは活用できない(発行日の関係)

b 町の広報紙 10 月1日号に掲載依頼する(締め切り9月5日)

c 町の公共施設、地区集会所

d チラシをつくり各議員が配布する(30 枚ほど)

e 嵐山まつりを活用する

(カ) リハーサルについて

実施予定日時:11 月5日(月)午前9時 30 分

実施予定場所:役場町民ホール

ウ 決算審査特別委員会の運営について

これは、ウというのは大きいウなのですが、報告会のことではありません。

決算審査特別委員会の運営についてでございます。

主な事業の現地調査や事業評価について、新しく取り入れるべきとの意見が出されました。進め方について先進議会の資料を集め、次回の会議で検討することとしました。

以上報告し、中間報告とします。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようでございますので、お引き取りを願います。大変ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間でございます。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時19分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第7、報告第3号 平成23年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、平成23年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明していただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第3号の細部につきましてご説明を申し上げます。

裏面をごらんください。まず、実質赤字比率でございますが、町の一般会計の赤字の程度を指標化いたしまして財政運営の深刻度を示したものでございます。赤字ではありませんので、数値は表示されていません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、全ての会計の赤字、黒字を合算しまして、町全体としての赤字の程度を指標化し、町としての財政運営の深刻度を示すものでございますが、これにつきましても、全体を合算しても赤字ではありませんので、数字は表示されていません。

次に、実質公債費比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等への返済額、こういったものを加味した公債費の大きさを指標化いたしまして、資金繰りの危険度を示すものでございます。12.1%でございます。前年度と比較いたしますと2.1ポイント減少しております。

次に、将来負担比率でございますが、町の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化したものでございまして、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。80.6%でございます。前年度と比較いたしますと10.8ポイント減少しております。括弧内につきましては、本町の早期健全化基準でございます。この数値と対比していただきますと、健全な財政運営が行われ

ていることがご理解いただけるかと思います。

それでは、本日参考資料としてお配りをいたしましたものをごらんいただきたいと思います。報告第3号の参考資料でございます。3ページをごらんいただきたいと思います。実質公債費比率の総括表でございますけれども、真ん中の一番右に実質公債費比率がございます。先ほど申し上げましたように、平成23年度は12.1%と前年比2.1ポイント減少したわけでございますけれども、その脇に単年度の実質公債費比率がございます。平成23年度のところを見ていただきますと9.33051%で、前年に比較いたしますと2.58127ポイント減少いたしました。この実質公債費比率は3カ年の平均でございます、平成21、22、23年度を平均いたしますと12.1%になるものでございます。

平成23年度は、地域総合事業債をはじめ幾つかの起債の償還が終了したこと、下水道事業会計における元利償還金に対する繰出額が減少したこと等によりまして、単年度の実質公債費比率が下がったものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。将来負担比率の関係の総括表でございますけれども、まず左の一番上に詳細の現在高がございます。平成23年度は65億4,035万4,000円でございます。平成22年度はと申しますと59億4,331万4,000円ございました。差し引きいたしますと5億9,704万円ほど町債の現在高は増加している状況でございますが、他の債務負担行為見込み額が減少したこと、充当可能な基金をはじめとす

る財源が大幅に増加したことによりまして、将来負担比率は前年度対比で
10.8 ポイントほど減少したということでございます。

以下につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に平成 23 年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監
査委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成 23
年度嵐山町健全化判断比率について審査しましたので、報告を申し上げます。

審査は、去る7月 23 日、役場 202 会議室におきまして、青柳監査委員と
ともに実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回る
か、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した
書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧をいただき、ご理
解いただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告を終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第8、報告第4号 平成23年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、平成23年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、報告第4号の細部説明をさせていただきます。

報告書の裏面をごらんをいただきたいと思います。平成23年度嵐山町資金不足比率報告書でございます。水道事業会計及び下水道事業特別会計とも資金不足はございませんので、ここに数値的な表示はされておられません。

なお、備考の金額につきましては、事業費の規模を記載をさせていただいております。

水道事業会計につきましては4億7,476万5,000円で、事業収益から受託工事収益を差し引いた金額を掲載をさせていただいております。

次に、下水道事業特別会計の2億912万7,000円につきましては、下水道の使用料及び手数料、さらには諸収入を合計をした金額を記載をさせていただいております。

次に、本日配付をさせていただきました報告第4号の参考資料を順番に申し上げます。

まず、上段から下水道事業の関係でございますが、一番上の表の(3)の

ところでございますが、流動資産 15 億 5,499 万 6,000 円から(1)の流動負債 3 億 7,695 万 3,000 円を差し引きしますと、表の 2 段目の中ほどでございますが、(8)のところでございますが、資金不足額、剰余金額の欄でございますが、ここが 11 億 7,804 万 3,000 円となりまして、資金不足がないということでございまして、先ほどの数値表示がされないものでございます。

次に、3 段目でございますが、下水道事業の関係でございますが、下水道事業につきましては、(3)の歳入額 5 億 7,967 万 7,000 円から(1)の歳出額 5 億 4,394 万 2,000 円を差し引きしますと、表の 4 段目の(8)のところですが、先ほどと同様に資金不足額、剰余金額のところですが、3,573 万 5,000 円となりまして、下水道事業につきましても資金不足がないということで、数値表示がされないものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に平成 23 年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成 23

年度嵐山町資金不足比率について審査しましたので、報告を申し上げます。

審査は、去る7月23日に、役場202会議室におきまして、青柳監査委員とともに実施しました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第9、認定第1号 平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、認定第2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認

定第3号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第4号 平成23年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、認定第5号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第14、認定第6号 平成23年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上の決算認定6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、認定第1号から順次説明を申し上げます。

認定第1号でございますが、平成23年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額が72億2,649万3,005円、歳出総額が69億288万1,389円でありまして、歳入歳出差引額が3億2,361万1,616円から繰越明許費繰越額を5,281万円及び事故繰越繰越額845万8,983円を差し引いた実質収支額は、2億6,234万2,633円であります。

なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ございません。

続きまして、認定第2号でございます。認定第2号は、平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。

歳入総額は19億3,441万9,704円、歳出総額18億890万4,105円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は1億2,551万5,599円でありまして、基金繰り入れはございません。

続きまして、認定第3号についてご説明申し上げます。認定第3号は、平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額1億3,919万7,995円、歳出総額1億3,619万4,428円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は300万3,567円でありまして、基金繰り入れはございません。

引き続きまして、認定第4号についてご説明申し上げます。認定第4号は、平成23年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額は9億6,874万9,916円、歳出総額は9億3,337万1,194円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は3,537万8,722円でありまして、基金繰り入れはございません。

引き続きまして、認定第5号についてご説明申し上げます。認定第5号は、平成23年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額5億7,967万7,296円、歳出総額5億4,394万2,438円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は3,573万4,858円でありまして、基金繰り入れはございません。

以上、認定第1号から認定第5号は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでござ

います。

続きまして、認定第6号についてご説明申し上げます。認定第6号は、平成23年度嵐山町水道事業決算認定についての件でございます。平成23年度の業務状況は、給水人口1万8,576人、給水戸数7,438戸、年間総配水量281万2,350立方メートル、総有収水量264万6,686立方メートル、有収率は94.11%と、前年度に比べて0.82ポイントの増となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益4億7,949万8,973円に対しまして、事業費用4億433万2,763円でありまして、当年度純利益は7,516万6,210円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額1,025万1,000円に対しまして、支出額3億9,886万4,933円で、不足する額3億8,861万3,933円は、減債積立金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

以上、認定第6号は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 続いて、田幡会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

田幡会計管理者兼会計課長。

〔田幡幸信会計管理者兼会計課長登壇〕

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 それでは、認定第1号 平成23年度
嵐山町一般会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、主要な施策の説明書で説明いたしますので、説明書の12ページをお開き願います。先ほどの町長の提案説明とちょっとダブるのですが、ども、説明させていただきます。

(1)総括収支の状況であります。歳入合計は72億2,649万3,005円。歳出合計は69億288万1,389円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で7億8,240万396円、歳出で8億8,843万3,863円と、いずれも増額となりました。歳入歳出差引額は3億2,361万1,616円ありますが、繰越明許費繰越額が6事業14件で5,281万円、事故繰越繰越額は2事業2件で845万8,983円ありますので、差し引き翌年度繰越額は2億6,234万2,633円となりました。

次に、(2)歳入の款別の状況ですが、まず1款徴税であります、決算額は28億7,328万円でありまして、歳入に占める割合は39.8%であります。前年度と比較いたしますと5,163万8,000円の増額であります。

次に、10款地方交付税であります、決算額は8億1,485万3,000円で、歳入に占める割合は11.3%であります。前年度と比較いたしますと4,540万4,000円の増額であります。

次に、14 款国庫支出金ですが、決算額は7億 6,694 万 3,000 円でありまして、歳入に占める割合は 10.6%、前年度に比較いたしますと 8,529 万 9,000 円の増額であります。

次に、18 款繰入金の決算額は2億 6,531 万 5,000 円。

19 款繰越金の決算額は4億 2,964 万 5,000 円でありました。

次に、21 款町債ですが、決算額は 11 億 1,730 万 8,000 円でありまして、歳入に占める割合は 15.5%、前年度に比較しまして3億 5,951 万 4,000 円の増額であります。

次に、13 ページ(3)歳出の款別の状況ですが、まず1款議会費ですが、決算額は1億 1,186 万 1,000 円で、前年度に比較しまして 3,315 万 8,000 円の増額であります。主なものは、町村議会議員共済会負担金であります。

次に、2款総務費であります。決算額は 13 億 6,219 万 9,000 円でありまして、歳出に占める割合は 19.7%であります。前年度と比較いたしますと1億 7,900 万 9,000 円の増額であります。主なものは、財政調整基金積立金及びふるさとづくり基金積立金の増額、電算委託料の増額、埼玉県市町村総合事務組合負担金の増額、減債基金積立金の減額等であります。

次に、3款民生費であります。決算額は 15 億 6,486 万 3,000 円でありまして、歳出に占める割合は 22.7%であります。前年度と比較いたし

ますと1億1,802万6,000円の増額であります。主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金の増額、子ども手当の増額、障害者自立支援法に基づく介護給付訓練等給付事業の増額等であります。

次に、4款衛生費であります。決算額は5億128万6,000円でありまして、前年度に比較しまして1,166万5,000円の増額であります。主なものは、予防接種事業医師委託料の増額、小川地区衛生組合負担金の減額等であります。

次に、6款農林水産業費であります。決算額は1億1,138万2,000円で、前年度に比較しまして866万5,000円の増額であります。主なものは、農業用施設整備事業の工事請負費の増額等であります。

次に、7款商工費であります。決算額は6,974万1,000円で、前年度に比較しまして1,978万8,000円の増額であります。主なものは、人件費の増額、住民リフォーム補助金の増額、マスコットキャラクター作成業務委託の増額等であります。

次に、8款土木費であります。決算額は9億9,551万4,000円でありまして、歳出に占める割合は14.4%で、前年度に比較いたしますと2億8,615万4,000円の増額であります。主なものは、平沢土地区画整理事業補助金の増額、生活道路整備事業及び幹線道路整備事業の増額等であります。

次に、9款消防費であります。決算額は3億4,093万7,000円であ

りまして、前年度に比較いたしますと4,873万6,000円の減額であります。

主なものは、防災広場及び防災倉庫工事の減額であります。

次に、10款教育費ですが、決算額は12億4,346万9,000円でありまして、歳出に占める割合は18.0%で、前年度に比較いたしますと4億8,404万6,000円の増額であります。主なものは、七郷小学校体育館及び菅谷中学校体育館改築工事の増額、ふれあい交流センター工事の増額、給食センター調理業務委託の増額等であります。

次に、12款公債費であります、決算額は6億152万4,000円でありまして、歳出に占める割合は8.7%で、前年度に比較いたしますと2億324万円の減額であります。主なものは、借りかえのための一括償還金の減額等であります。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書に基づきまして説明申し上げます。決算書の14ページ、15ページをごらんください。

1款町税ですが、1項町民税の個人現年課税分の収入済額は8億5,425万7,298円で、リーマンショックの影響及び団塊の世代の退職等による所得の減少等により、前年度に比較しまして1,348万9,920円の減額となりました。

1項町民税の法人の現年課税分の収入済額は3億3,705万100円で、企業業績の好転等により9,322万4,900円の増額となりました。

2項固定資産税の現年課税分の収入済額は14億8,475万4,503円

で、償却資産につきましては毎年償却していくということと企業の設備投資がなかったこと等によりまして、2,718万5,347円の減額となりました。

3項軽自動車税の現年課税分の収入済額は3,182万8,800円で、軽四輪乗用がふえたため41万4,100円の増額となりました。

4項町たばこ税の収入済額は1億3,241万3,827円で、たばこの売り上げ本数は減少しましたが、平成22年10月の税率改正により税率がアップしたため、税額は958万3,556円の増額となりました。また、平成23年4月から、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税についてコンビニでの納付が可能となりました。これら4税のコンビニ納付取り扱い件数は1万937件、金額は1億7,026万6,601円でありました。

20ページ、21ページをお願いいたします。10款地方交付税ですが、普通交付税は7億739万8,000円で、前年度に比較しまして4,677万2,000円の増額、特別交付税は1億745万5,000円で、前年度に比較しまして136万8,000円の減額となりました。

12款分担金及び負担金の1目民生費負担金3節児童福祉費負担金の現年度分保育料負担金は6,002万900円で、前年度に比較しまして404万8,130円の減額となりました。これは、階層区分を8階層から11階層に3階層ふやしたこと及び全体の金額を5%減額したことなどによるものであります。

28ページ、29ページをお願いいたします。3目土木費国庫補助金です

が、3節社会資本整備交付金の都市再生整備計画事業交付金1億2,155万7,000円は、嵐山町中央地区及び北部地区のまちづくり事業計画に基づくもので、生活道路整備事業、幹線道路整備事業、平沢土地地区画整備事業への交付金であります。また、活力創出基盤整備交付金236万5,000円は、橋梁の長寿命化修繕計画策定に係る点検修繕、点検調査等の補助金であります。

4目3節社会教育費補助金の安全安心な学校づくり交付金及び公立学校施設整備費補助金は、七郷小学校体育館及び菅谷中学校体育館改築工事への補助金であります。同じく4目4節社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業補助金4,734万3,000円は、ふれあい交流センター建設事業への補助金であります。

33 ページをお願いいたします。2目民生費県補助金の2節老人福祉費補助金の高齢者と地域のつながり再生事業費補助金336万円は、支え合いマップシステム導入の補助金であります。3節児童福祉費補助金の地域子育て創生事業費補助金778万5,000円は、子育て広場経費及び子ども手当システム改修費として交付されたものであります。

35 ページをお願いいたします。備考欄、上から2行目ですが、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時補助金1,136万4,000円は、子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの3種のワクチンの接種費用に要する経費について交付されたものです。

次に、4目労働費県補助金の備考欄、ふるさと雇用再生基金市町村事業費補助金 515 万円は、地産地消営農推進及び障害者相談の2事業に交付されたものです。緊急雇用創出基金市町村事業費補助金 2,441 万 1,300 円は、道路清掃、公共下水道促進、公有財産台帳の整備、町税収納強化及び人事情報システムの構築等の5事業に交付されたものであります。

39 ページをお願いいたします。備考欄の一番下ですが、土地売り払い収入 1,081 万 5,000 円は、大字鎌形の山林 2,163 平方メートルを事業主に払い下げたものであります。

47 ページをお願いいたします。8節雑入ですが、備考欄4、財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金 2,030 万 6,000 円は、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの売り上げの一部が助成されたもので、ふれあい交流センターの活動事業、こども医療費給付事業、図書等購入事業に充てたものであります。26 財団法人自治総合センターコミュニティー助成金 250 万円は、志賀2区子どもみこしへの助成金であります。30 都市再生整備計画事業補償料 1,041 万 495 円は、道路改築工事町道2-21 号線及び道路改築工事町道菅谷3号線の沿線にあります町施設等への物件補償料であります。32 跨高速道路橋剥落防止対策助成金 600 万円は、越畑の2橋の剥落防止事業に対して、高速道路関連社会貢献協議会からの助成金であります。

○長島邦夫議長 申し上げます。細部説明の途中でございますが、ここで休憩いたします。午後の再開は午後1時30分いたします。

休 憩 午後 零時00分

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を続行いたします。

田幡会計管理者兼会計課長、どうぞ。

〔田幡幸信会計管理者兼会計課長登壇〕

○田幡幸信会計管理者兼会計課長 それでは、引き続きまして事項別明細書のほうの歳出から説明させていただきます。

63 ページをお願いいたします。備考欄、財政管理事業の公有財産台帳整備業務委託料1,071万円は、緊急雇用事業により公有財産台帳のデータベース化を図ったものであります。

67 ページをお願いいたします。備考欄、04 行政バス運行事業の行政バス運行委託料は695万6,132円で、前年度に比較しまして108万2,794円の減額となりましたが、これは基本固定費が100万円の減額となったものであります。

73 ページをお願いいたします。備考欄、03 コミュニティー推進事業の地

域コミュニティ事業補助金 204 万 3,000 円は、22 地域コミュニティに交付したものであります。

77 ページをお願いいたします。備考欄中、04 ボランティア活動支援事業 210 万 5,995 円は、ボランティアコーディネーター等の経費等でございます。

87 ページをお願いいたします。備考欄、02 戸籍住民総務事業の旅券事務委託料の 44 万 1,000 円は、パスポートの申請交付事務を東松山市に委託したものでございます。

95 ページをお願いいたします。備考欄、04 社会福祉総務事業の第3期障害者計画・障害者福祉計画策定業務委託料は 162 万 7,500 円でありました。

次に、105 ページをお願いいたします。備考欄、13 デマンド交通事業の高齢者外出支援タクシー実施委託料は 267 万 3,860 円でありました。23 年7月より、75 歳以上の免許のない方に対し、タクシーの初乗り運賃の助成を行いました。408 人の申請があり、3,766 枚の交付を行いました。次に、同じページ、02 介護保険総務事業の第5期介護保険事業計画策定委託料は 134 万 4,000 円でありました。

109 ページをお願いいたします。備考欄、01 後期高齢者医療保険事業の人間ドック委託料は 48 万円でした。これは、75 歳以上の高齢者の方への人間ドック助成で、24 人の方が受診されました。

111 ページをお願いいたします。備考欄、05 こども医療費支給事業の乳

幼児医療費給付金は、登録者数 842 人で 1,899 万 7,100 円、こども医療費給付金は、登録者数 1,225 人で 1,924 万 5,844 円でありました。同じページですが、07 育児支援相談事業は 989 万 4,606 円でありました。次のページをお願いいたします。上段ですが、このうち 18 備品購入費の 746 万 2,106 円は、北部交流センター及びふれあい交流センターの子育て広場の備品購入等であります。その下の自動車購入費の 71 万 8,382 円は、児童虐待防止訪問用の自動車であります。それから、02 子ども手当支給事業の子ども手当につきましては、3億 813 万 6,000 円でありました。

121 ページをお願いいたします。備考欄、上から6行目ですか、13 委託料、予防接種医師委託料は 5,251 万 5,385 円であります。前年度に比較しまして 2,242 万 4,960 円の増額となりました。これは、子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの3種のワクチン接種を新たに委託したものであります。

125 ページをお願いいたします。備考欄、10 地球温暖化防止事業の太陽光発電高効率給湯器設置補助金は、92 件で 460 万円でありました。

133 ページをお願いいたします。備考欄の一番下ですが、17 公有財産購入費の土地購入費 478 万 9,500 円は、大字鎌形地内の高品質堆肥所の土地 4,650 平方メートルを取得したものであります。

139 ページをお願いいたします。備考欄、07 住宅リフォーム補助事業は 400 万 4,000 円で、リフォーム実施件数は 36 件でありました。

141 ページをお願いいたします。備考欄、03 マスコットキャラクター等作成事業は198万3,025円でした。着ぐるみ2体製作、宣伝用費及びデザイン等採用者副賞代等であります。

145 ページをお願いいたします。備考欄、01 道路維持事業の道路面清掃委託料は592万2,000円で、道路面清掃一式及び町道2-12号線第1期の清掃業務でありました。

149 ページをお願いいたします。備考欄、01 橋梁改修事業の橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料430万5,000円は、35の橋梁の定期点検等を実施し、点検調書や報告書等を作成したものであります。また、橋梁剥落対策工事負担金848万1,613円は、関越自動車道と交差する大字越畑の2路線にかかる跨高速道路橋剥落対策工事を実施する東日本高速道路株式会社への負担金であります。

157 ページをお願いいたします。備考欄、06 公園等整備事業の工事請負費1,008万円は、(仮称)志賀堂沼公園整備工事第1期を実施したものであります。

159 ページをお願いいたします。備考欄、15 工事請負費1,217万1,600円は、平沢及び鎌形地内の耐震性防火水槽設置撤去工事及び菅谷3号線工事に伴う第1分団第1部の車庫解体撤去、中央公民館防火水槽撤去工事等であります。

167 ページをお願いいたします。備考欄、15 生徒指導における小中一

貫推進モデル事業 322 万 4,221 円は、県内8市町が推進モデル校となったものであり、教員の賃金のほか教職員の研修や小学5年、6年、中学1年、2年を対象に給与アンケート等を実施したものであります。

189 ページをお願いいたします。備考欄、02 嵐山幼稚園管理事業の7 賃金の臨時職員賃金 551 万 9,800 円は、前年度に比較し 141 万 7,700 円の増額となっておりますが、これは預かり保育を実施したものによる増額となっております。

209 ページをお願いいたします。備考欄の中ほど、12 給食センター調理等業務委託料 2,547 万 7,900 円は、23 年度から新たに調理を委託したものであります。

次に、財産に関する調書ですが、329 ページをお願いいたします。公有財産、(1)土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産合わせまして 94 万 5,907 平方メートル、建物の決算年度末現在高は行政財産、普通財産合わせまして5万 1,841 平方メートルとなりました。

下段の表の行政財産の数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。まず、警察消防施設の右のほうに行きまして建物、木造 84 平方メートルの増は、第1分団第1部の消防車庫建築であります。非木造 60 平方メートルの減は、旧第1分団第1部の消防車庫の取り壊しであります。

次に、学校の建物、非木造 144 平方メートルの増は、七郷小学校体育館及び菅谷中学校体育館の取り壊し及び建築による増であります。その他

施設の土地 33 平方メートルの増は、鎌形防火水槽用地取得であります。
同じく建物の木造 238 平方メートルの増は、南部交流センターであります。
非木造 331 平方メートルの増は、中央公民館、勤労福祉会館、農業構造改善センターの取り壊し及び廃止による減とふれあい交流センター、北部交流センターの完成及び名称変更による増であります。

次のページをお願いいたします。普通財産ですが、宅地の建物、木造の 318 平方メートルの減は、旧鎌形小学校木造教室の南部交流センターへの変更による減及び平沢2区の寄附による建物をコミュニティー公園整備のための取り壊しによるものであります。山林の 1,297 平方メートルの減は、大字平沢の土地の取得による増及び大字鎌形の払い下げによる減であります。雑種地の 4,650 平方メートルの増は、大字鎌形の高品質堆肥所の土地取得であります。その他の 483 平方メートルの増は、大字平沢の土地取得であります。

次のページをお願いいたします。(2)出資による権利でございます。比企土地開発公社出資金につきましては、当公社が解散したため 100 万円の減額となりました。出資による権利の決算年度末現在高は 11 件、2,633 万 6,000 円となりました。

次のページをお願いいたします。2、物品であります。金額が 50 万円以上のものを記載してあります。自動車や健康器具等に変動がございました。ご高覧願います。

次のページをお願いいたします。3、基金の状況でございます。それぞれ取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末の積立基金の総額は、9基金で9億1,767万7,000円となりました。また、定額基金は5基金で、決算年度末現在高は現金6,630万4,000円、貸付金2,879万5,000円、土地394.41平方メートルとなりました。定額基金の運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金運用状況調書をご高覧願います。

以上、簡単ですが、認定第1号 平成23年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。なお、詳細につきましては、平成23年度主要な施策の説明書を配付させていただいておりますので、ご参照を願いたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、細部説明を求めます。

新井町民課長。

〔新井益男町民課長登壇〕

○新井益男町民課長 それでは、認定第2号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、主要な施策の説明書、こちらの149ページをお開きください。1

の(1)被保険者数、世帯数の状況をごらんいただきます。平成23年度末現在で加入世帯数は3,082世帯、被保険者数は一般被保険者と退職被保険者を合わせて5,511人です。嵐山町において国保加入者の占める割合は、平成23年度末現在、世帯数で41.3%、人口と被保険者の割合では29.6%となっております。

次に、2、決算の概要(1)の総括収支の状況をごらんください。平成23年度決算は、平成22年度に比較し歳入で約2,770万円増加し、歳出で約2,560万円の増額となっております。翌年度繰越額は1億2,551万5,599円でございます。

次に、150 ページ、(2)歳入の状況をごらんください。歳入の主なものは、区分の1、国民健康保険税が構成割合で25.4%、3、国庫支出金18.8%、5、前期高齢者交付金28.3%であり、この3項目で歳入全体の72.5%を占めております。

次に、(3)歳出の状況をごらんください。2、保険給付費が11億9,682万1,685円で、構成比66.2%となっております。歳出の大半を占めております。3、後期高齢者支援金等の支出が2億5,115万1,054円で、年々増加している状況となっております。

次の151 ページをごらんください。(1)収納状況であります。収納率の計の欄をごらんいただきますと、国保税の収納率は全体で78.71%でございます。前年度78.57%に比較し、0.14ポイント上がっております。

次に、152 ページをごらんください。(2)保険税の不納欠損内訳ですが、地方税法のそれぞれの該当理由により、延べ件数で 733 件、金額で 1,365 万 7,700 円を不納欠損しております。

それでは、これから決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

決算書の 226、227 ページをお開きください。226、227 ページをお願いします。歳入ですが、第1款国民健康保険税は一般被保険者、退職被保険者を含めて、収入済額4億 9,102 万 2,416 円でございます。

第2款使用料及び手数料は説明を省略させていただきます。

228、229 ページをお開きください。第3款国庫支出金は、収入済額3億 6,387 万 7,490 円でございます。内訳としては、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金の収入済額が2億 8,895 万 65 円でございます。これは、療養給付分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の納付に要する費用の国負担分が交付されたものであります。

2目高額医療費共同事業負担金は、標準高額医療費の拠出金の4分の1に相当する額 1,242 万 7,425 円が交付されました。

3目特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に対して、対象経費の3分の1が交付されました。

次に、第2項国庫支出金の1目財政調整交付金は、収入済額 6,083 万 7,000 円が交付されました。内容は、財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金と特別事業に応じ交付される特別調整交付金が

それぞれ交付されたものでございます。

次に、第4款療養給付費交付金は、収入済額1億3,950万4,000円が交付されました。内容は、退職被保険者に係る医療給付に対し支払い基金から交付されたものでございます。

230 ページ、231 ページをお開きください。第5款前期高齢者交付金は、決算額5億4,693万9,106円が交付されました。前年度と比較し、8,102万9,357円の増額となっています。全国平均の前期高齢者加入率を基準にして、前期高齢者加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付されたものでございます。嵐山町の前期高齢者加入率は、平成23年度末現在で36.9%となっています。

次に、第6款県支出金ですが、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額1,242万7,425円が交付されております。2目の特定健康診査等負担金も、国庫負担金と同額が県負担分として交付されております。

2項県補助金の1目第1号県調整交付金は、収入済額6,530万3,000円が交付されました。第2目第2号県調整交付金は、収入済額4,239万円が交付され、内容は人間ドック等健診費用、レセプト点検、共同事業による拠出超過、コンビニ収納等徴収評価等のものに対し交付されたものでございます。

次に、第7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金は決算額

1,274 万 1,971 円が交付されました。これは、レセプト1件 80 万円を超える高額医療費について当該超える額の 100 分の 59 に相当する額が交付されるものです。対象件数は 161 件でございました。

232、233 ページをお開きください。第2目の保険財政共同安定化事業交付金は、決算額1億 2,174 万 3,301 円が交付されております。これは、1件 30 万円を超えるレセプトのうち自己負担相当分の8万円以上から高額医療共同事業の 80 万円までの医療費の合計額の 100 分の 59 に相当する額が交付されたもので、対象件数は 834 件でございます。

第8款につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第9款繰入金ですが、1項1目一般会計繰入金は、収入済額 5,587 万 2,591 円です。その内訳では、保険基盤安定繰入金として、低所得者に係る保険税軽減額相当額が、2節の出産育児一時金繰入金は支給基準額の3分の2に相当する額が、3節の国保財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化国保税負担の平準化に資するために繰り入れられた額が、4節のその他繰入金は事務費に係る経費が、そして5節の保険基盤安定繰入金は保険料軽減対象になった一般被保険者に応じて算定した額がそれぞれ繰り入れられました。

次に、第10款繰越金は、収入済額 7,210 万 7,536 円でございます。

234、235 ページをお開きください。繰越金の内訳は、その他繰越金、前年度繰越金ですが、7,110 万 7,536 円でございます。

次に、第 11 款諸収入は、説明を省略させていただきます。

236、237 ページをお開きください。歳入合計でございますが、当初予算額 18 億 1,486 万 3,000 円、補正予算額 4,960 万 6,000 円の増額で、予算現額は 18 億 6,446 万 9,000 円でございます。調定額 20 億 6,722 万 495 円に対し、収入済額 19 億 3,441 万 9,704 円で、不納欠損額 1,365 万 7,700 円でございます。収入未済額は 1 億 1,914 万 3,091 円でございます。

次に、238、239 ページをお開きください。歳出に入らせていただきます。第 1 款総務費は、支出済額 917 万 8,536 円です。人件費、事務費、執行経費等ではありますが、内容は事務執行経費でございます。

第 2 款保険給付費は、収入済額 11 億 9,682 万 1,685 円でございます。内訳として、1 項 1 目一般被保険者療養給付費及び 2 目退職被保険者等療養給付費は、前年度と比較し、それぞれ件数は増加しましたが、支出金額は減額となっております。

第 3 目から第 5 目につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第 2 項高額医療費は、支出済額 1 億 1,728 万 6,748 円です。一般被保険者分 1,697 件、退職被保険者分 175 件であり、一般被保険者及び退職被保険者とも前年度と比較し支出金額は減額となっております。

242、243 ページをお開きください。第 4 項 1 目出産育児一時金は、支出済額が 714 万円で、件数は 17 件でございました。第 5 項 1 目葬祭費は、支

出済額 125 万円で、支払い件数は 25 件でございます。葬祭費は、前年度と比較して件数が 20 件少なくなっております。

次に、第3款後期高齢者支援金は、支出済額2億 5,115 万 1,054 円でございます。後期高齢者医療制度の被保険者に係る負担対象額の12分の1に相当する額を支出しております。前年度と比較して 2,584 万 3,331 円の増額となりました。

244、245 ページをお開きください。第4款前期高齢者納付金等及び第5款老人保健拠出金は、それぞれ国から示された算定方法により確定された額を支払いをしております。

第6款介護納付金は、支出済額1億 395 万 5,100 円で、社会保険診療報酬支払基金に納付したものであります。

第7款共同事業拠出金は、支出済額 1 億 9,380 万 3,657 円であります。この制度は、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件当たり一定金額を超える医療費を対象に、一定割合により国保連合会へ拠出したものでございます。

246、247 ページをお開きください。第8款保険事業費は、支出済額 2,071 万 4,699 円であります。第1項1目の疾病予防費は、支出済額 1,117 万 8,512 円で、内容は人間ドック、脳ドック、子宮がん及び乳がん等の検診委託料が主なものでございます。

第2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保険指導

に係るものでありますが、861 万 3,187 円を支出しております。特定健康診査の受診結果ですが、平成 23 年度の目標率 60%に対し、実施率は、人間ドック受診者も含め 28.4%でありました。

248、249 ページをお開きください。第9款基金積立金は保険給付費支払い準備基金へ利子分も含め 3,000 万 2,573 円の積み立てを行いました。その結果、保険給付費支払い準備基金の年度末現在高は 3,000 万 2,605 円であります。

第 10 款公債費以下は、説明を省略させていただきます。

250 ページ、251 ページをお開きください。以上、歳出合計欄をごらんいただきまして、当初予算額 18 億 1,486 万 3,000 円、補正予算額 4,960 万 6,000 円の増額で、予算現額 18 億 6,446 万 9,000 円、支出済額 18 億 890 万 4,105 円、不用額 5,556 万 4,895 円でございます。

次に、252 ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきます。区分の3、歳入歳出差引額は1億 2,551 万 5,599 円で、実質収支額も同額でございます。

以上をもちまして、認定第2号 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、細部説明をさせていただきます。

260 ページ、261 ページをお開きください。歳入ですが、第1款後期高齢

者医療保険料は、収入済額1億 820 万 4,680 円でございます。特別徴収及び普通徴収によるものですが、本町の収納率は、特別徴収分が100%、普通徴収の現年度分が98.77%でありました。平成23年度末現在の後期高齢者被保険者数は2,009人でございます。前年度と比較しまして、被保険者数は76人増加しております。増加率としまして3.93%の増でございました。

第2款及び第3款は、説明を省略させていただきます。

次に、第4款繰入金は、収入済額2,865万3,000円で、一般会計から事務費分及び保険基盤安定分を繰り入れしております。なお、保険基盤安定繰入金は、低所得者等保険料軽減分を繰り入れたものでございます。

次に、第5款繰越金でございます。262、263ページをお開きください。第5款繰越金は収入済額233万7,910円でございます。内容は、前年度繰越金でございます。

次に、第6款諸収入は、説明を省略させていただきます。

以上、歳入ですが、歳入合計の欄をごらんいただきまして、当初予算額1億4,234万3,000円、補正予算額183万6,000円の増額で、予算現額1億4,417万9,000円、収入済額は1億3,919万7,995円でございます。

次に、264、265ページをお開きください。歳出でございます。第1款総務費は、支出済額97万194円で、保険料徴収に要する事務経費でございます。

す。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億 3,522 万 4,234 円で、これは徴収した保険料に保険料軽減分の町負担分を加えた額を広域連合へ納付したものでございます。

第3款諸支出金及び第4款予備費は支出がありません。

以上、歳出ですが、266, 267 ページをごらんください。歳出合計は当初予算額1億 4,234 万 3,000 円、補正予算額 183 万 6,000 円の増額で、予算現額が1億 4,417 万 9,000 円に対し、支出済額1億 3,619 万 4,428 円、不用額 798 万 4,572 円でございます。

次に、268 ページをごらんいただきます。実質収支に関する調書をごらんいただきますけれども、3の歳入歳出差引額 300 万 3,567 円で、実質収支額も同額でございます。

以上をもちまして、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算についての細部説明を求めます。

青木長寿いきがい課長。

〔青木 務長寿いきがい課長登壇〕

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、認定第4号 平成23年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部につきましてご説明

申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の 280、281 ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入の1款保険料でございますが、調定額2億 2,628 万 6,723 円、収入済額2億 1,114 万 5,500 円、不納欠損額 370 万 1,185 円、収入未済額 1,144 万 38 円となりまして、歳入決算額に占める割合は 21.8%でございます。収納率は 93.28%で、前年度と比較し 0.89 ポイント下降しております。内訳といたしますと特別徴収が 100%、普通徴収の現年度分が 87.46%、滞納繰り越し分が 2.53%となっております。

次に、3款国庫支出金でございますが、収入済額1億 7,330 万 8,880 円でございます。このうち1項国庫負担金の介護給付費負担金が、定率負担分といたしまして1億 4,984 万 5,830 円交付されております。2項国庫補助金の1目調整交付金につきましては、後期高齢者の比率や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成 23 年度調整基準標準給付費の 2.08%、1,734 万 5,000 円が交付されたものでございます。

282、283 ページをお願いいたします。5目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、特定被災区域から転入された東日本大震災の被災者に対する介護保険料減免措置に対しまして7万 3,000 円交付されております。

4款支払基金交付金でございますが、収入済額が2億 5,680 万 7,000 円で、これは第2号被保険者の保険料でございます。社会保険診療報酬支払基金から平成 23 年度の標準給付費及び介護予防事業費の 30%が

交付されたものでございます。

次に、5款県支出金の収入済額1億 2,917 万 7,947 円につきましては、1項の県負担金といたしまして介護給付費の定率負担分1億 2,681 万 1,422 円、2項の県補助金は、地域支援事業の定率負担分といたしまして236 万 6,525 円が交付となっております。

次に、284、285 ページをお願いいたします。7款繰入金でございますが、収入済額1億 4,890 万 8,701 円で、このうち1項の一般会計からの繰入金といたしまして1億 3,890 万 6,000 円で、町負担分といたしまして介護給付費及び地域支援事業の定率負担分並びにその他一般会計負担分を繰り入れたものでございます。2項基金繰入金につきましては、介護給付費支払金の不足を補うため、介護保険介護給付費支払準備基金から1,000 万円を繰り入れたものでございます。

286、287 ページをお願いいたします。8款繰越金につきましては、収入済額 4,194 万 4,451 円を前年度から繰り越しをいたしましたものでございます。

288、289 ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、予算現額10 億 1,205 万 3,000 円、調定額が9億 8,389 万 1,139 円、収入済額9億 6,874 万 9,916 円、収入未済額 1,144 万 38 円となっております。

続きまして、290、291 ページの歳出をお願いをいたします。1款総務費は、支出済額 1,932 万 5,851 円でした。そのうち3項の介護認定審査会

費の1,300万7,262円につきましては、比企広域への負担金及び主治医の意見書作成料が主なものとなっております。

292、293 ページをお願いいたします。2款保険給付費は、支出済額が8億5,439万1,377円でございます、歳出決算額の91.5%を占めております。1項の介護サービス等諸費のうち1目の居宅介護サービス給付費3億2,460万8,530円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供した居宅介護サービス費用の9割を給付をしたもので、年度末現在293人の方が利用されました。5目施設介護サービス給付費につきましては、支出済額が3億5,436万6,516円で、年度末現在111人の方の利用でございます。

294、295 ページをお願いいたします。9目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額3,681万5,667円で、要介護者に対しケアプランを作成した費用といたしまして3,149件分を介護支援サービス事業者に10割給付をしたものでございます。2項の介護予防サービス等諸費につきましては、支出済額4,301万4,070円で、これは介護認定におきまして要支援1または要支援2と判定された方に対しまして、状態の改善と悪化の予防のためのサービスを提供したものでございます。

296、297 ページをお願いいたします。4項の高額介護サービス等費の1,485万7,064円でございますが、サービス利用料の軽減制度といたしまして、1割の利用者負担額が高額になった場合、一定の負担額を超えた

分について償還払いで交付したものでございまして、総数で 1,321 件となっております。5項の高額医療合算介護サービス等費の 145 万 4,192 円でございますが、医療保険の一部負担金並びに介護保険の利用者負担の 1年間の総額が一定額を超えた分について、償還払いで交付したものでございます。

298、299 ページをお願いいたします。6項1目の特定入所者介護サービス費 3,335 万 5,970 円につきましては、低所得の方の介護保険施設等における食費と居住費の負担限度額を超えた部分について給付したものでございまして、1,165 件分となっております。3款地域支援事業費の1項1目二次予防事業費 306 万 4,655 円につきましては、要介護状態となるおそれの高い二次予防事業対象者を把握するために要した経費と、介護予防のための「元気はつらつ体操教室」等を行ったものでございます。

300、301 ページをお願いいたします。2目の一次予防事業費 394 万 9,333 円につきましては、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、介護予防についての教室などを実施したものでございます。

302、303 ページをお願いいたします。2項の包括的支援事業任意事業費 378 万 6,019 円でございますが、次のページの5目の任意事業費の中で行っております配食サービス事業が主なものでございます。

304、305 ページをお願いいたします。4款の基金積立金でございますが、介護給付費支払準備基金積立金といたしまして、3,005 万 4,274 円

を積み立てまして、年度末の基金残高は1億 3,669 万 7,774 円となっております。

306、307 ページをお願いいたします。5款諸支出金につきましては、支出済額1,879 万 9,685 円となっておりますが、主なものといたしましては、平成22年度決算における精算分といたしまして、国、県支払基金への返還金並びに一般会計繰出金でございます。6款予備費につきましては、地域支援事業の任意事業中、家族介護慰労金の不足に対応するため9万 8,000 円を充用いたしまして、予算現額が 301 万 3,000 円となっております。

歳出合計でございますが、予算現額 10 億 1,205 万 3,000 円、支出済額9億 3,337 万 8,194 円、不用額 7,868 万 1,006 円で、執行率は 92.2%でございました。

308 ページの実質収支に関する調書につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業決算について、細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、認定第5号 平成23年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。主要施策の説明書によりご説明をさせていただきたいと思います。

203 ページをお願い申し上げます。事業の概要でございますが、23年度末の整備状況でございます。全体計画面積につきましては418ヘクタールで変更はございません。次に、認可計画面積でございますが、301.8ヘクタール、これにつきましても変更はございません。次に、処理区域の面積でございますが、291ヘクタールで、前年度より4.2ヘクタールの増となっております。

次に、行政人口でございますが、1万8,318人、前年度より130人の減でございます。次に、全体計画人口でございます。1万6,000人、変更はございません。処理区域内の人口でございますが、1万1,676人で、144人の増となっております。次に、水洗化人口9,166人で、239人の増となっております。次に、人口普及率でございますが、63.7%で、前年度より1.2%の増でございます。面積普及率につきましては、69.6%で、前年度より1%の増となっております。水洗化率につきましては、78.5%で、前年度より1.1%の増となっております。以上が、23年度末の整備状況でございます。

次に、決算の概要動向ですが、(1)総括収支の状況でございます。歳入合計が5億7,967万7,296円で、前年度より5,853万8,617円の減と

なっております。次に、歳出の合計でございますが、5億 4,394 万 2,438 円で、前年度より 5,801 万 3,973 円の減となっております。歳入歳出の差引額でございますが、3,573 万 4,858 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源についてはございません。翌年度繰越額といたしまして 3,573 万 4,858 円となったものでございます。

次に、204 ページをお願い申し上げます。歳入の状況でございますが、初めに、分担金及び負担金でございますが、6,221 万 8,440 円で、前年度より 327 万 4,940 円の減となっております。主な要因といたしますと、賦課対象面積が減少をしていることによるものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、2億 883 万 4,231 円で、前年度より 123 万 9,062 円の増となっております。有収水量の増に伴う増でございます。

次に、国庫支出金でございますが、2,640 万円、前年度より 2,360 万円の減でございますが、事業量の減に伴うものでございます。

次に、繰入金 1億 8,707 万 3,000 円、前年度より 707 万 3,000 円の増となっております。

次に、繰越金でございますが、3,625 万 9,502 円、前年度より 897 万 1,602 円の減でございます。

次に、諸収入につきましては、29 万 2,823 円で、前年度より 4,137 円の減となっております。

次に、町債でございますが、5,860万円、前年度より3,100万円の減となっております。事業量の減に伴う減額でございます。

歳入合計でございますが、5億7,967万7,296円でございます。前年度より5,853万8,617円の減となるものでございます。

次に、歳出の状況でございますが、総務費3,949万5,436円で、前年度より50万2,138円の増となっております。

次に、事業費2億5,189万6,669円で、前年度より5,763万1,023円の減となっております。事業量の減に伴うものでございます。

次に、公債費2億5,255万333円で、前年度より88万5,088円の減となっております。

歳出合計につきましては、5億4,394万2,438円で、前年度より5,801万3,973円の減となるものでございます。

次に、205 ページ、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。まず、1款分担金及び負担金のところの下水道事業受益者負担金でございますが、今年度、23 年度に新たに賦課をさせていただいたところにつきましては、この表の負担区のところの一番下の段の川島地区のH23 と表示をさせていただいておるところでございます。ここの分についてが、23 年度で新たに受益者負担金の賦課をさせていただいたところでございます。受益者負担金の合計額6,221万8,440円で、収納率にしますと91%でございます。

次に、2款使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、使用者

の戸数につきましては 3,855 戸で、前年度より 125 戸の増となっておりますのでございます。次に、使用料の合計額ですが、2億 875 万 231 円でございます。収納率につきましては 94.7%となっております。

次に、206 ページをお願い申し上げます。206 ページの6款の諸収入、3項1目の雑入でございますが、これにつきましては市野川流域下水道事業幹線管渠の埋設用地を町が借り入れておるわけですが、この借り入れの利用について、県の下水道局が負担をいただいているものでございます。27 万 9,169 円でございます。

次に、7款町債でございますが、下水道事業債といたしまして、流域下水道事業債が、借入額 100 万円。公共下水道事業債につきましては、5,760 万円の借り入れをいたしたものでございます。

次に、207 ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、1款の総務費、1目一般管理費でございますが、これにつきましては、人件費のほかに主な支出といたしましては報奨費でございます。報奨金につきましては、受益者負担金の納付前納付報奨金ということで、全額一括納付をされた方に 10%の報奨金を支出するものでございます。これにつきましては 524 万 7,980 円で、前年度より 40 万 8,960 円の減となっておりますのでございます。それと、もう一つ主な支出といたしますと、一番下の 27 節公課費の消費税につきましては、485 万 4,400 円の支出となっております、前年度より 401 万 4,800 円の増となっておりますのでございます。

次に、2款事業費でございますが、1目建設事業費の委託料でございますが、2,180万8,500円につきましては、内容的には、家屋の事前調査が2件、公共下水道の管渠の設計の委託が4件、そのような内容となっております。

次に、208ページをお願い申し上げます。15節の工事請負費でございますが、6,300万2,100円につきましては、この工事の内容につきましては、管渠の布設工事が6件、それから取りつけますの設置1件、工事内容としましてはそのような状況でございますが、管渠の布設につきましては、全体延長といたしますと1,234.7メートルの布設を実施をさせていただいたものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては市野川流域下水道事業への負担金でございまして、104万4,973円でございます。

次に、同じく2款の2目維持管理費でございますが、修繕料につきましては130万6,704円で、主なものといたしますと、公共下水道のマンホールポンプ内のポンプをつり上げるチェーンの交換等の工事が主な修繕内容でございます。

次に、委託料でございますが、1,827万2,744円につきましては、内容的には、下水道の使用料の徴収委託費、それからマンホールポンプの電源の緊急対応、これにつきましては計画停電のときの対応の委託、あるいは

209 ページの一番上にあります公共下水道水洗化促進事業の委託事業等を実施をさせていただいたものでございます。

次に、15 節の工事請負費でございますが、2,783 万 3,400 円につきましては、工事内容といたしますと、公共ますの修繕工事、それからマンホールポンプの入れかえ工事等が主な内容でございます。なお、公共ますの修繕工事の志賀2区地内の実施状況につきましては、23 年度、240 カ所を施工をさせていただいたところでございます。

次に、19 節負担金補助及び交付金でございますが、市野川流域下水道維持管理費でございます。140 万 552 立方で、1億 1,624 万 5,816 円の支出をいたしたものでございます。

次に、210 ページ、3款公債費でございますが、償還金及び利子でございますが、今年度償還額が2億 5,255 万 333 円償還をいたしまして、23 年度現在額が 32 億 5,301 万 7,905 円となるものでございます。

以上で、認定第5号の細部説明を終わらせていただきます。

次に、認定第6号 平成 23 年度嵐山町水道事業決算認定についての細部説明をさせていただきます。決算書でお願い申し上げたいと思います。

決算書の初めに 355 ページをお願い申し上げます。355 ページの中ほどに、3業務(1)の業務料の表があるかと思いますが、このところから説明を始めさせていただきたいと思います。まず初めに、提案説明のところと重複するところもあろうかと思うのですが、よろしくお願い申し上げたいと思

います。

給水戸数でございますが、7,438 戸で、前年度より 71 戸の増となっております。

次に、給水人口ですが、1万 8,576 人で、前年度より 109 人の減でございます。

年間総配水量でございますが、281 万 2,350 立方メートルで、前年度より 8万 6,865 立方メートルの減となっております。

次に、2段ほど飛ばさせていただきまして、総有収水量でございますが、264 万 6,686 立方で、前年度より 5万 8,106 立方の減でございます。

次に、有収率でございますが、94.11%で、前年度より 0.82%の増となっております。

1段飛ばさせていただきまして、供給単価でございますが、171 円 92 銭で、前年度より 40 銭の減でございます。

供給原価につきましては、152 円 56 銭で、6円 20 銭の増となっております。

業務の事業量につきましては以上でございます。

すみません、ページを戻っていただきまして、338、339 ページをお願い申し上げます。収益的収支及び支出でございますが、これのまず収入についてご説明申し上げます。第1款事業収益でございますが、決算額が5億 542 万 2,197 円で、前年度より 1,337 万 1,410 円の減となっております。

内容的には、第1項営業収益でございますが、これにつきましては、料金、加入金等の収入でございますが、4億9,845万3,019円で、前年度より1,396万3,634円の減でございます。

次に、第2項営業外収益でございますが、696万9,178円で、前年度より59万2,224円の増となっております。

次に、支出でございますが、第1款事業費用でございますが、決算額が4億1,266万9,169円で、前年度より157万8,488円の減でございます。

第1項営業費用でございますが、3億9,886万6,520円で、前年度より873万3,647円の増となっております。

次に、第2項営業外費用でございますが、1,325万235円で、前年度より1,023万1,563円の減となっております。

次に、第3項特別損失でございますが、これにつきましては不納欠損でございます。155万2,414円で、前年度より8万572円の減でございます。

予備費については支出がございません。

次に、341ページをお願い申し上げます。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入でございますが、決算額が1,025万1,000円で、前年度より521万6,750円の増となっております。

次に、第1項負担金につきましては65万1,000円で、前年度より438万3,250円の減となっております。

次に、第2項補助金でございますが、960 万円、これにつきましては、今年度、23 年度に補助事業を実施をしたことによります補助金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、決算額が3億 9,886 万 4,933 円で、前年度より2億 849 万 3,505 円の増となっております。

次に、第1項建設改良費でございますが、3億 7,562 万 1,773 円で、前年度より2億 767 万 5,895 円の増となっております。

次に、第2項企業債償還金でございますが、2,324 万 3,160 円で、前年度より 81 万 7,610 円の増となっております。

なお、欄外の記載でございますが、資本的収入額1,025 万 1,000 円が資本的支出額3億 9,886 万 4,933 円に対して不足する額3億 8,861 万 3,933 円は、減債積立金 2,320 万円、建設改良積立金1億円、過年度損益勘定留保資金2億 4,790 万 9,333 円及び当年度消費税及び町消費税資本的収支調整額 1,750 万 4,600 円で補填をさせていただいたものでございます。

次に、343 ページをお願い申し上げます。損益計算書でございます。この金額につきましては税抜きで記載をさせていただいております。

初めに、営業収益でございますが、(1)の給水収益から(3)のその他営業収益までの営業収益合計額につきましては4億 7,478 万 1,418 円で、前年度より 1,330 万 845 円の減となっております。

次に、営業費用でございますが、(1)の原水及び浄水費から(6)の資産

減耗費までの営業費用合計額といたしまして、3億 9,055 万 6,415 円で、789 万 9,596 円の前年度より増となっております。

営業利益につきましては 8,422 万 5,003 円となりまして、前年度より 2,120 万 441 円の減となったものでございます。

次に、営業外収益でございますが、これにつきましては受取利息及び配当金、雑収益の営業外収益合計額が 471 万 7,555 円で、前年度より 164 万 7,439 円の減となっております。

次に、営業外費用でございますが、支払利息雑支出の合計額でございますが、1,325 万 236 円となるものでございます。

営業外収益が営業外費用に対して不足する額につきましては 853 万 2,681 円となりまして、経常利益といたしましては 7,569 万 2,322 円となるものでございます。前年度に比較しますと、2,192 万 4,818 円の減となるものでございます。

次に、特別損失でございますが、過年度損益修正損ということで、不納欠損の額でございます 52 万 6,112 円でございます。当年度純利益といたしましては 7,516 万 6,210 円となるもので、前年度より 2,184 万 7,940 円の減となるものでございます。

前年度利益剰余金につきましては 5 万 9,718 円で、当年度未処分利益剰余金につきましては 7,522 万 5,928 円となるものでございます。

次に、344、345 ページをお願い申し上げます。剰余金の計算書でござ

いますが、当年度 23 年度に変動のあるところについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資本金でございますが、中ほどの当年度変動額というところがあるかと思いますが、まず自己資本金につきましては1億 2,320 万円の増でございます、内容的には、減債積立金からの組み入れ及び建設改良積立金からの組み入れの合計額でございます。年度末残高につきましては 20 億 3,481 万 3,769 円となるものでございます。

次に、借入資本金につきましては、当年度の変動額が 2,324 万 3,160 円の減でございます。これにつきましては企業債の償還に伴うものでございます。年度末残高につきましては3億 5,062 万 3,059 円となるものでございます。

次に、資本剰余金でございますが、これにつきましては、変動があるところにつきましては負担金と国庫補助金のところでございます。資本剰余金の合計額の欄でご説明させていただきますが、変動額が 1,022 万円の増ということで、内容的には負担金の受け入れ 62 万円、これにつきましては消火栓の設置費用の負担金でございます。それと、国庫補助金の受け入れということで 960 万円、これにつきましては漏水管の布設替え、耐震化の布設替えに伴う国庫補助金でございます。年度末残高といたしますと 20 億 1,142 万 9,474 円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金及び建設改良積立金を

先ほどご説明申し上げましたが、資本的収入支出のところで補填をさせていただいておりますので、その額が、減債積立金につきましては2,320万円、建設改良積立金につきましては1億円を支出をさせていただいております、未処分利益剰余金といたしましては、変動額が7,516万.....失礼しました、減債積立金の年度末残高につきましては1億3,350万円、それから建設改良積立金につきましては7,564万円となりまして、未処分利益剰余金につきましては7,516万6,210円の増となりまして、これにつきましては当年度の純利益でございます。そうしまして、年度末の残高につきましては前年度からの繰越剰余金5万9,718円でございますので、7,522万5,928円となるものでございます。利益剰余金の合計額につきましては、年度末残高が2億8,436万5,928円となりまして、資本の合計額の年度末残高につきましては46億8,123万2,230円となるものでございます。

344 ページの下欄の剰余金の処分計画書の案でございますが、これにつきましては、改めて処分案につきましては議決をいただく予定となっておりますが、処分剰余金7,522万5,928円を減債積立金2,400万円、建設改良積立金へ5,120万円を積み立て処分を予定をさせていただいているものでございます。

次に、346、347 ページをお願い申し上げます。貸借対照表でございますが、資産の部、まず固定資産でございますが、有形固定資産につきましては、イの土地からチの建設仮勘定までの有形固定資産の合計額といたし

まして 38 億 426 万 8,755 円となりまして、前年度より2億 701 万 8,157 円の増となるものでございます。

次に、無形固定資産につきましては、電話の加入権でございまして、68 万 5,900 円で、前年度と変動がございません。固定資産の合計額につきましては、38 億 495 万 4,655 円となるものでございます。

次に、流動資産でございしますが、1の現金預金から(6)の前払金までの流動資産合計額が 15 億 5,499 万 6,053 円となるものでございます。前年度と比較しますと 2,723 万 5,413 円の増となるものでございます。

資産合計といたしましては 53 億 5,995 万 708 円で、前年度より2億 3,425 万 3,566 円の増となるものでございます。

次に、347 ページの負債の部でございしますが、固定負債でございしますが、これにつきましては引当金、これは修繕引当金でございまして、3億 176 万 5,770 円で、前年度と変動はございません。

次に、流動負債、未払金から下水道使用料の流動負債合計額が3億 7,695 万 2,701 円で、前年度より1億 7,211 万 516 円の増となりまして、負債合計といたしますと6億 7,871 万 8,478 円で、前年度より1億 7,211 万 516 円の増となるものでございます。

次に、資本の部でございしますが、資本金につきましては自己資本金、借入資本金の合計額でございしますが、先ほども剰余金の計算書のところでも説明をさせていただいておりますが、23 億 8,543 万 6,828 円で、前年度

より 9,995 万 6,840 円の増となるものでございます。

次に、剰余金でございますが、これにつきましても、先ほどご説明をさせていただいておりますが、変更があったのは負担金、それと国庫補助金に変動がございまして、資本剰余金合計額が 20 億 1,142 万 9,474 円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございますが、これにつきましては減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金の利益剰余金合計額が 2 億 8,436 万 5,928 円となりまして、前年度より 4,803 万 3,790 円の増となるものでございます。剰余金の合計額につきましては 22 億 9,579 万 5,402 円で、前年度より 3,781 万 3,790 円の減となるものでございます。

資本合計につきましては 46 億 8,123 万 2,230 円となりまして、負債資本合計額につきましては 53 億 5,992 万 708 円となるものでございます。これが資産合計と合致をするものでございます。

次に、353 ページをお願い申し上げます。23 年度に実施をさせていただきました工事の概要でございますが、工事の主な内容といたしましては、設備の更新、漏水管あるいは配水管等の管の布設替え工事を実施をさせていただいたものでございます。件数といたしますと 22 件で、3 億 6,578 万 100 円の事業をさせていただいております。

なお、このうち町内業者に発注をさせていただきましたのは、件数にしますと 8 件、36.4%、金額にしますと 7,826 万 2,800 円の町内業者さんに

工事を実施をしていただいたところでございます。主な工事といたしますと
253 ページの表の一番下にあります第3水源のポンプ設備等の更新工事1
億 9,315 万 8,000 円で実施をさせていただきました。これにつきましては、
設備の経年劣化によりまして、いろいろな故障等も発生をし、取水が数時間
にわたり取水不能となるような、そのような故障も頻発するような状態になっ
ておりましたので、これを改善するために実施をさせていただいたものでご
ざいます。

刷ったものでご説明いたしますが、364 ページ、最終ページでございます
が、お願いします。企業債の明細書でございますが、年度末の企業債の償
還残高でございますが、3億 5,062 万 3,059 円が 23 年度末の残高とな
っておるものでございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきたいと思います。その他、参考
資料等につきましては、よろしくご高覧をいただければと思います。以上をも
ちまして、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時58分

再 開 午後 3時11分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算認定6件の提案説明及び細部説明が終了しております。ここで監査委員から監査結果の報告を求めます。

松本代表監査委員。

〔松本武久代表監査委員登壇〕

○松本武久代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、平成 23 年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の6会計及び定額基金の運用状況につきまして決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る4月 23 日から7月 31 日までの間、主に役場 202 会議室におきまして、青柳監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、決算審査に当たっての意見を述べさせていただきます。平成 23 年度の我が国経済は、東日本大震災の影響を受け落ち込んだものの、その後の設備復旧の効果もあり、景気は急速に持ち直しました。しかしながら、欧州債務問題の深刻化に伴い、リーマンショック以来のグローバルな金融危機に直面し、海外景気の減速、円高進行となりました。国内に目を向けますと、厳しい雇用状況などにより、以前として不透明なまま推移をいたしました。

嵐山町一般会計については、前年度に比べ、歳入の根幹をなす町税が約 5,200 万円の増収となり、地方交付税については約 4,500 万円の増収となりましたが、社会保障費の増大や多岐にわたる住民サービスの充実などの義務的経費が増大し、引き続き極めて厳しい状況下で推移してきました。

平成 23 年度の決算は、このような財政状況のもとで町政の進展と住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映したものであります。各会計とも、町の基本方針を示した第5次総合振興計画に沿い、町財政が置かれている状況を念頭に、自主財源の確保、経済対策、関連予算の活用等、効果的な事業展開に組織を挙げて取り組まれたところが随所に見られ、敬意を表する次第であります。

今後の社会経済情勢の動向や制度改革など地方自治体を取り巻く環境変化に一層注視され、また財政の健全化にも配慮しつつ、町政に対する町

民の負託に応えていただくよう望むものであります。

水道事業につきましては、年間配水量は減少となりましたが、経費の削減等に努力した結果、当年度純利益として 7,500 万円余りが確保されています。また、有収率は 94.11%で、前年に比べ 0.82 ポイント改善しています。今後も設備の更新を計画的に進め、なお一層の事業の効率化と安心、安定、安価な水道水の供給に努められることを望むものであります。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただきまして、ご理解いただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単ではございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案6件を一括して行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第15、議案第47号 平成23年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 47 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 47 号は、平成 23 年度嵐山町水道事業未処分利益剰余金の処分についての件でございます。地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づきまして、平成 23 年嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 47 号の細部説明をさせていただきます。

議案書の裏面をごらんをいただきたいと思います。平成 23 年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書の案でございます。表を説明をさせていただきます。

まず、資本剰余金と資本金につきましては処分額はございません。未処

分利益剰余金につきまして、当年度末残高 7,522 万 5,928 円を議会の議決によります処分額といたしまして 7,520 万円を処分をさせていただくものでございます。内容的には、減債積立金に 2,400 万円、建設改良積立金に 5,120 万円処分をさせていただき、処分後の残高が 2 万 5,928 円とするものでございます。なお、この 2 万 5,928 円につきましては繰越利益剰余金となるものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

本決算認定 6 件及び議案第 47 号の審査に当たっては、会議規則第 39 条の規定により、12 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、本決算議案6件及び議案第 47 号は、12 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算議案6件及び議案第 47 号につきましては、会議規則第 46 条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、決算議案6件及び議案第 47 号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○長島邦夫議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時23分

再 開 午後 3時42分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○長島邦夫議長 休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、吉場道雄議員、副委員長、渋谷登美子議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

吉場決算審査特別委員長、どうぞ。

〔吉場道雄決算審査特別委員長登壇〕

○吉場道雄決算審査特別委員長 予算審査特別委員長の後、また引き続きまして決算審査特別委員長ということで大役を仰せつかりました。私なりに努力しながら、勉強しながら頑張りたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いして、簡単でございますけれども、挨拶にかえたいと思いま

す。

○長島邦夫議長 ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時43分

再 開 午後 3時44分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第48号～議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○長島邦夫議長 日程第16、議案第48号 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、日程第17、議案第49号 町道路線を認定することについて(町有財産払下申請)、日程第18、議案第50号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)及び日程第19、議案第51号 町道路線を認定することについて(道路整備事業)、以上4件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第48号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第48号は、町道路線を廃止することについての件でござ

います。町有財産の払い下げ申請に伴いまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第49号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第49号は、町道路線を認定することについての件でございます。町有財産の払い下げ申請に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づきまして、町道路線を認定するものであります。

次に、議案第50号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第50号は、町道路線を廃止することについての件でございます。道路整備事業に伴いまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

最後に、議案第51号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第51号は、町道路線を認定することについての件でございます。道路整備事業に伴いまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

〔田邊淑宏まちづくり整備課長登壇〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、議案第48号、議案第49号、

議案第 50 号及び議案第 51 号の細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんください。初めに、議案第 48 号及び議案第 49 号でありますが、この議案は関連しておりまして、隣接する土地所有者から大字太郎丸地内の道路敷地であります行政財産の払い下げ申請がございまして、道路の終点の位置が変わるため、一度廃止させていただき、改めて認定させていただくものでございます。

それでは、議案第 48 号でありますが、町道路線を廃止することについてでございまして、町道路線廃止調書の表中に記載しております町道太郎丸 20 号線は、道路敷地の終点部分の約 22 メートルの払い下げ申請に伴い廃止させていただくものでございます。なお、廃止する路線延長は 74.84 メートルでございます。

次に、議案第 49 号でありますが、町道路線を認定することについてでございます。町道路線認定調書の表中に記載しております町道太郎丸 20 号線は、払い下げの申請に伴い終点の位置が変わるため、改めて認定させていただきます。まず、払い下げを予定している路線延長約 22 メートルでありまして、改めて認定させていただく路線延長は 52.38 メートルになります。

続きまして、議案第 50 号及び議案第 51 号でありますが、この2議案は関連しておりまして、大字菅谷地内の東西線の道路整備に伴い、路線を整理する必要があるため、廃止及び認定させていただくものでございます。

まず、議案第 50 号でございますが、町道路線を廃止することについてでございます。町道路線廃止調書の表中に記載しております町道菅谷 254 号線は、終点の位置が変わるため、一度廃止させていただき、改めて認定させていただくものでございます。この路線の廃止させていただく路線延長は 33.06 メートルでございます。

次に、議案第 51 号でございますが、町道路線を認定することについてでございます。町道路線認定調書の表中に記載しております 2 路線につきましては、東西線として整備する路線の起点及び終点の位置が確定したことにより、路線を整理する必要があるため、認定させていただくものでございます。表中の町道菅谷 254 号線は、終点の位置が変わるため、改めて路線延長 134.6 メートルを認定させていただき、町道菅谷 265 号線は、農協の敷地の中を通り抜けて、県道武蔵嵐山停車場線と町道菅谷 254 号線を接続する道路として、路線延長 56.08 メートルを認定させていただくものでございます。

なお、議案に関係いたします路線を表示した図面につきましては、議員控室に掲示してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 48 号 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、議案第 49 号 町道路線を認定することについて(町有財産払下申請)、議案第 50 号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)及び議案第 51 号 町道路線を認定することについて(道路整備事業)、以上4件につきましては、会議規則第 39 条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第 48 号 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、議案第 49 号 町道路線を認定することについて(町有財産払下申請)、議案第 50 号 町道路線を廃止することについて(道路整備事業)及び議案第 51 号 町道路線を認定することについて(道路整備事業)、以上4件につきましては、会議規則第 46 条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月 14 日は休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、9月 14 日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時54分)